

# 緊急災害時(暴風警報・特別警報発令・地震等)の対応について

寝屋川市立梅が丘小学校

## 〈気象警報発表時の対応〉

東部大阪に暴風警報発令時の対応措置 (寝屋川市は東部大阪です)	
児童が在校時の措置	児童が在宅時の措置
<p>気象情報に注意し、下記の措置をとります。</p> <p>① <b>直ちに緊急一斉下校</b>をとります。 下校に際しては、児童の安全を第一に考え、<b>教職員の引率のもと、集団下校等の措置</b>をとります。</p> <p>② <b>緊急一斉下校が危険であると判断される場合は</b>、児童の安全に十分配慮の上、校内に待機させ、<b>保護者への引き渡しによる下校措置</b>をとります。</p> <p>③ &lt;暴風警報解除の時&gt; 児童を校内に待機させた場合、被害状況、特に道路の状況を把握し、適切な措置をとります。</p>	<p>気象情報に注意し、下記の措置をとって下さい。</p> <p>① <b>午前7時現在東部大阪に暴風警報発令中</b>の場合は児童の登校を見合わせ<b>自宅で待機</b>させて下さい。</p> <p>② <b>午前9時までに、暴風警報が解除</b>された場合は、<b>午前10時始業</b>とします。 ※給食は実施いたしますが、給食開始時刻・献立等については、状況に応じて対応します。</p> <p>③ <b>午前9時現在、暴風警報発令中</b>の場合は、<b>臨時休業</b>とします。</p>
東部大阪に大雨・暴風等の特別警報発令時の対応措置	
児童が在校時の措置	児童が在宅時の措置
<p>気象情報に注意し、ただちに命を守る行動をとるとともに、下記の措置をとります。</p> <p>① 児童の安全に十分配慮の上、児童を校内に待機させ、<b>保護者への引き渡しによる下校措置</b>をとります。</p> <p>② &lt;特別警報ならびに暴風警報解除の時&gt; 児童を校内に待機させた場合は、被害状況、特に道路状況を把握し、適切な措置をとります。</p>	<p>気象情報に注意し、下記の措置をとって下さい。</p> <p>① <b>午前7時現在東部大阪に特別警報発令中</b>の場合は児童の登校を見合わせ<b>自宅で待機</b>させて下さい。</p> <p>② <b>午前9時までに、特別警報ならびに暴風警報が解除</b>された場合は、<b>午前10時始業</b>とします。 ※給食は実施いたしますが、給食開始時刻・献立等については、状況に応じて対応します。</p> <p>③ <b>午前9時現在、特別警報発令中</b>の場合は、<b>臨時休業</b>とします。</p>
災害や緊急事件が発生した場合の対応措置	
児童が在校時の措置	児童が在宅時の措置
<p>市教育委員会の了承を得て、児童の安全に十分配慮の上、その時の状況に応じて「<b>緊急一斉下校</b>」または「<b>学校待機</b>」のいずれかを速やかに決定します。</p> <p>「緊急一斉下校」措置の場合、「自宅」または「緊急時下校先」に下校する児童につきましては、教職員が付き添うなど、児童の安全確保を図り下校します。「学校待機」の児童は、学校より連絡をしますのでお迎えをお願いします。</p>	<p>学校における安全が確保できない場合、市教育委員会の了承を得て、「<b>自宅待機</b>」または「<b>臨時休業</b>」といたします。学校より『メールねやがわ「校区情報」』により情報を配信しますが、被害の状況や程度によっては、学校からの連絡ができない場合も想定されます。その際にはラジオ等で情報を把握していただき、各ご家庭で対応していただきますようお願いいたします。</p>

## 〈地震発生時の対応〉

児童生徒が在宅時の対応措置	
震度 4 以下の場合	震度 5 弱 以上の場合
原則、平常通り授業を行います。 ※被害状況によっては、臨時休業や始業時刻の繰り下げの措置をとる場合もあります。	<b>臨時休業</b> とします。
<b>児童生徒が登下校時の対応</b> ※大きな揺れを感じた場合、落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、原則学校に避難する。	
震度 4 以下の場合	震度 5 弱 以上の場合
校舎等の設備点検を行い、異常が無ければ平常通り授業を行います。 ① <下校時の対応> 通学路の道路状況を把握、安全確認後、 <b>教職員の引率のもと、集団下校等の措置</b> をとります。 ※保護者不在家庭に対しては、個々の実態に応じた措置をとります。	<b>臨時休業</b> とします。  ① 全児童生徒を学校待機とし、 <b>保護者への引き渡しによる下校措置</b> をとります。 ※保護者不在家庭に対しては、個々の実態に応じた措置をとります。
<b>児童生徒が在校時の対応措置</b> ※大きな揺れを感じた場合、落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、安全な場所に集合し、児童生徒の安否確認を行う。	
震度 4 以下の場合	震度 5 弱 以上の場合
校舎等の設備点検を行い、異常が無ければ授業を再開します。 ① <下校時の対応> 通学路の道路状況を把握、安全確認後、 <b>教職員の引率のもと、集団下校等の措置</b> をとります。 ※保護者不在家庭に対しては、個々の実態に応じた措置をとります。	<b>臨時休業</b> とします。  ① 全児童生徒を学校待機とし、 <b>保護者への引き渡しによる下校措置</b> をとります。 ※保護者不在家庭に対しては、個々の実態に応じた措置をとります。

※登校前や登校時など、児童生徒の安全を第一に考え、保護者の判断において登校を見合わせるなどの対応をする場合、学校にその旨を連絡してください。